人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

の 一

部を改正する件

令和 5年 2月 8日

経済産業省文部科学省

表 0 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ように改正 Ļ 令 和 号

年 月 日

令和

年 月

日 から適用する。

(令和三

|年厚生労働省告示第一号) | 文部科学省

の

部を次の

文部科学大臣 永岡 桂子

厚生労働大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 西村 康 稔

改 正 後	改 正	改正概要との対応
目次	 目 次	
前文	前文	
第1章~第3章 (略)	第1章~第3章 (略)	
第4章 インフォームド・コンセント等	第4章 インフォームド・コンセント等	
第8 インフォームド・コンセントを受ける手続等	第8 インフォームド・コンセントを受ける手続等	
$1 \sim 6$ (略)	$1 \sim 6$ (略)	
(削る)	7 同意を受ける時点で特定されなかった研究へ	
	の試料・情報の利用の手続	
$\underline{7} \sim \underline{9}$ (略)	<u>8</u> ~ <u>10</u> (略)	
第5章~第10章 (略)	第5章~第10章 (略)	
第1章 総則	第1章 総則	
第1 目的及び基本方針	第1 目的及び基本方針	
この指針は、人を対象とする生命科学・医学系研		
究に携わる全ての関係者が遵守すべき事項を定める		
ことにより、人間の尊厳及び人権が守られ、研究の		
適正な推進が図られるようにすることを目的とする		
。全ての関係者は、次に掲げる全ての事項を基本方		
針としてこの指針を遵守し、研究を進めなければな	てこの指針を遵守し、研究を進めなければならない	
らない。	0 (75)	
①~⑧ (略)	①~⑧ (略)	
第2 用語の定義	第2 用語の定義	
(略)	(略)	
(1)~(l6) (略)	(1)~(16) (略)	
(17) 研究者等	(川) 研究者等	
研究責任者その他の研究の実施(試料・情報の 収集・提供を行う機関における業務の実施を含む		
。)に携わる者をいう。ただし、研究機関に所属	。)に携わる者をいう。ただし、研究機関に所属	

する者以外であって、次に掲げるいずれかの者は 除く。

 \bigcirc (略)

(18)~(22) (略)

(23) 適切な同意

試料・情報の取得及び利用(提供を含む。)に 関する研究対象者等の同意であって、研究対象者 等がその同意について判断するために必要な事項 が合理的かつ適切な方法によって明示された上で なされたもの(このうち個人情報等については、 個人情報保護法における本人の同意を満たすもの) をいう。

(24)~(41) (略)

第3 適用範囲

1 適用される研究

この指針は、我が国の研究者等により実施され 、又は日本国内において実施される人を対象とす る生命科学・医学系研究を対象とする。ただし、 他の指針の適用範囲に含まれる研究にあっては、 当該指針に規定されていない事項についてはこの 指針の規定により行うものとする。

また、次に掲げるアからウまでのいずれかの研 究に該当する場合は、この指針の対象としない。 ア~ウ (略)

2 (略)

- 3 日本国外において実施される研究
- (1) 我が国の研究者等が日本国外において研究を 実施する場合(日本国外の研究機関と共同して 研究を実施する場合を含む。)は、この指針に 従うとともに、研究が実施される国又は地域の 法令、指針等の基準を遵守しなければならない

する者以外であって、以下のいずれかに該当する 者は除く。

(1)~(3) (略)

(18)~(22) (略)

② 適切な同意

試料・情報の取得及び利用(提供を含む。) に 関する研究対象者等の同意であって、研究対象者 等がその同意について判断するために必要な事項 が合理的かつ適切な方法によって明示された上で なされたものであり、試料・情報のうち個人情報 等について、個人情報保護法における本人の同意 改正概要Ⅱ.1. をいう。

(24)~(41) (略)

第3 適用範囲

1 適用される研究

この指針は、我が国の研究者等により実施され 、又は日本国内において実施される人を対象とす る生命科学・医学系研究を対象とする。ただし、 他の指針の適用範囲に含まれる研究にあっては、 当該指針に規定されていない事項についてはこの 指針の規定により行うものとする。

また、次に掲げるいずれかに該当する研究は、 この指針の対象としない。

ア~ウ (略)

- 2 (略)
- 3 日本国外において実施される研究
- (1) 我が国の研究者等が日本国外において研究を 実施する場合(外国の研究機関と共同して研究 を実施する場合を含む。)は、この指針に従う とともに、研究が実施される国又は地域の法令 、指針等の基準を遵守しなければならない。た

- 。ただし、この指針の規定と比較して研究が実 施される国又は地域の法令、指針等の基準の規 定が厳格な場合には、この指針の規定に代えて 当該研究が実施される国又は地域の法令、指針 等の基準の規定により研究を実施するものとす る。
- (2) (略)
- (3) 日本国外の研究者等に対して我が国から既存 試料・情報の提供のみを行う場合は、この指針 が適用され、第8及び第9の関連する規定を導 守しなければならない。
- 第2章 研究者等の責務等
 - 第4 (略)
 - 第5 研究機関の長の責務等
 - 1 (略)
 - 2 研究の実施のための体制・規程の整備等
 - (1) (2) (略)
 - (3) 研究機関の長は、当該研究機関において実施 される研究の内容に応じて、研究の実施に関す る情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象 者等が容易に知り得る状態に置かれることを確 保しなければならない。

(4)~(8) (略)

- 第3章 研究の適正な実施等
 - 第6 研究計画書に関する手続
 - 1 研究計画書の作成・変更
 - (1) 研究責任者は、研究を実施しようとするとき (1) 研究責任者は、研究を実施しようとするとき は、あらかじめ研究計画書を作成しなければな らない。また、研究計画書の内容と異なる研究 を実施しようとするときは、あらかじめ研究計 画書を変更しなければならない。なお、第8の

だし、この指針の規定と比較して研究が実施さ れる国又は地域の法令、指針等の基準の規定が 厳格な場合には、この指針の規定に代えて当該 研究が実施される国又は地域の法令、指針等の 基準の規定により研究を実施するものとする。

(2) (略)

(新設)

改正概要Ⅱ.2.

- 第2章 研究者等の責務等
 - 第4 (略)
 - 第5 研究機関の長の責務等
 - 1 (略)
 - 2 研究の実施のための体制・規程の整備等
 - (1) (2) (略)

(新設)

改正概要Ⅱ.4.(1)

 $(3)\sim(7)$ (略)

- 第3章 研究の適正な実施等
 - 第6 研究計画書に関する手続
 - 1 研究計画書の作成・変更
 - は、あらかじめ研究計画書を作成しなければな らない。また、研究計画書の内容と異なる研究 を実施しようとするときは、あらかじめ研究計 画書を変更しなければならない。

5 ②に掲げる事項について同意を受けた既存試料・情報を用いて研究を実施しようとする場合であって、当該同意を受けた範囲内における研究の内容(提供先等を含む。)が特定されたときは、当該研究の内容に係る研究計画書の作成又は変更を行わなければならない。

(2)~(7) (略)

 $2 \sim 6$ (略)

第7 研究計画書の記載事項

(1) 研究計画書(②の場合を除く。)に記載すべき 事項は、原則として以下のとおりとする。ただし 、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が 許可した事項については、この限りでない。

①~① (略)

® 第8の<u>7</u>の規定による研究を実施しようとする場合には、同規定に掲げる<u>全ての要件</u>を満たしていることについて判断する方法

19~23 (略)

② 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨及び同意を受ける時点において想定される内容並びに実施される研究及び提供先となる研究機関に関する情報を研究対象者等が確認する方法

② (略)

(2) 試料・情報の収集・提供を実施する場合の研究計画書に記載すべき事項は、原則として以下のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、こ

パブリック・コメン トの意見を踏まえた 対応

 $(2)\sim(7)$ (略)

 $2 \sim 6$ (略)

第7 研究計画書の記載事項

(1) 研究計画書(②の場合を除く。) に記載すべき 事項は、原則として以下のとおりとする。ただし 、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が 許可した事項については、この限りでない。

①~① (略)

® 第8の<u>8</u>の規定による研究を実施しようとする場合には、同規定に掲げる<u>要件の全て</u>を満たしていることについて判断する方法

① ~② (略)

② 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容

改正概要Ⅱ.4.(2)

② (略)

(2) 試料・情報の収集・提供を実施する場合の研究計画書に記載すべき事項は、原則として以下のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、こ

の限りでない。

①~① (略)

- ④ 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨及び同意を受ける時点において想定される内容並びに提供先となる研究機関に関する情報を研究対象者等が確認する方法
- 第4章 インフォームド・コンセント等
 - 第8 インフォームド・コンセントを受ける手続等
 - 1 インフォームド・コンセントを受ける手続等研究者等が研究を実施しようとするとき又は既存試料・情報の提供のみを行う者が既存試料・情報を提供しようとするときは、当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、それぞれ次の(1)から(5)までの手続に従って、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けるとともに、外国(個人情報保護委員会が個人情報保護法施行規則第15条第1項各号のいずれにも該当する外国として定めるものを除く。以下同じ。) にある者に提供する場合にあっては、(1)、(3)又は(4)の手続によるほか、(6)の手続に従わなければならない。ただし、法令の規定により既存試料・情報を提供する場合又は既存試料・情報の提供を受ける場合について
 - (1) 新たに試料・情報を取得して研究を実施しようとする場合

(略)

は、この限りでない。

ア (略)

の限りでない。

①~③ (略)

④ 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために他の研究機関に提供する可能性がある場合には、<u>その旨と</u>同意を受ける時点において想定される内容

改正概要Ⅱ.4.(2)

第4章 インフォームド・コンセント等

第8 インフォームド・コンセントを受ける手続等

1 インフォームド・コンセントを受ける手続等 研究者等が研究を実施しようとするとき又は既存試料・情報の提供のみを行う者が既存試料・情報を提供しようとするときは、当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、それぞれ次の(1)から(5)までの手続に従って、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けるとともに、外国にある者に提供する場合にあっては、(1)、(3)又は(4)の手続によるほか、(6)の手続に従わなければならない。ただし、法令の規定により既存試料・情報を提供する場合又は既存試料・情報の提供を受ける場合については、この限りでない。

(1) 新たに試料・情報を取得して研究を実施しようとする場合

(略)

ア (略)

- イ 侵襲を伴わない研究
 - (ア) (略)
 - (4) 介入を行わない研究
 - ① (略)
 - ② 試料を用いない研究
 - (i) 要配慮個人情報を取得する場合

研究者等は、必ずしもインフォーム ド・コンセントを受けることを要しな いが、インフォームド・コンセントを 受けない場合には、原則として研究対 象者等の適切な同意を受けなければな らない。ただし、研究が実施又は継続 されることについて研究対象者等が拒 否できる機会が保障される場合であっ て、8(1)①から③までに掲げる要件を 満たし、かつ、次に掲げるいずれかの 要件に該当するときは、8(2)の規定に よる適切な措置を講ずることによって 、要配慮個人情報を取得し、利用する ことができる。

a·b (略)

(ii) (i)以外の場合

研究者等は、必ずしもインフォーム ド・コンセント及び適切な同意を受け ることを要しないが、インフォームド ・コンセント及び適切な同意のいずれ も受けない場合には、当該研究の実施 について、6①から⑪までの事項を研 究対象者等に通知し、又は研究対象者 等が容易に知り得る状態に置き、研究 が実施又は継続されることについて、

- イ 侵襲を伴わない研究
 - (ア) (略)
 - (4) 介入を行わない研究
 - ① (略)
 - ② 試料を用いない研究
 - (i) 要配慮個人情報を取得する場合

研究者等は、必ずしもインフォーム ド・コンセントを受けることを要しな いが、インフォームド・コンセントを 受けない場合には、原則として研究対 象者等の適切な同意を受けなければな らない。ただし、研究が実施又は継続 されることについて研究対象者等が拒 否できる機会が保障される場合であっ て、9(1)①から③までの要件を満たし 、かつ、次に掲げるいずれかの要件に 該当するときは、9(2)①から③までに 掲げるもののうち適切な措置を講ずる ことによって、要配慮個人情報を取得 し、利用することができる。

a·b (略)

(i) (i)以外の場合

研究者等は、必ずしもインフォーム ド・コンセントを受けることを要しな いが、インフォームド・コンセントを 受けない場合には、当該研究の実施に ついて、6①から⑨までの事項を研究 対象者等に通知し、又は研究対象者等 が容易に知り得る状態に置き、研究が 実施又は継続されることについて、研 究対象者等が拒否できる機会を保障し

研究対象者等が拒否できる機会を保障 しなければならない(ただし、研究に 用いられる情報(要配慮個人情報を除 く。)を共同研究機関へ提供する場合 は、(3)イを準用する。)。

(2) 自らの研究機関において保有している既存試 料・情報を研究に用いる場合 (略)

ア 試料を用いる研究

研究者等は、必ずしも文書によりインフォ ームド・コンセントを受けることを要しない が、文書によりインフォームド・コンセント を受けない場合には、5の規定による説明事 項について口頭によりインフォームド・コン セントを受け、説明の方法及び内容並びに受 けた同意の内容に関する記録を作成しなけれ ばならない。ただし、次に掲げる⑦から印ま でのいずれかの場合に該当するときには、当 該手続を行うことを要しない。

(7) 当該既存試料・情報の全てが次に掲げる いずれかの要件に該当するとき

① • ② (略)

③ 当該研究に用いられる情報が、匿名加 工情報であること

④ (略)

(4) (7)に該当せず、かつ、インフォームド・ コンセントを受けることが困難な場合であ って、次に掲げる①又は②のいずれかの要 件を満たしているとき

なければならない(ただし、研究に用 いられる情報(要配慮個人情報を除く 。)を共同研究機関へ提供する場合は 、(3)イを準用する。)。

(2) 自らの研究機関において保有している既存試 料・情報を研究に用いる場合 (略)

ア 試料を用いる研究

研究者等は、必ずしも文書によりインフォ ームド・コンセントを受けることを要しない が、文書によりインフォームド・コンセント を受けない場合には、5の規定による説明事 項について口頭によりインフォームド・コン セントを受け、説明の方法及び内容並びに受 けた同意の内容に関する記録を作成しなけれ ばならない。ただし、次に掲げるいずれかに 該当するときには、当該手続を行うことを要 しない。

(ア) 当該既存試料・情報の全てが次のいずれ かに該当するとき

① • ② (略)

③ インフォームド・コンセントを受ける 改正概要 Ⅱ.3.(1) ことが困難な場合であって、当該研究に ② 用いられる情報が、匿名加工情報である こと

④ (略)

(4) (7)に該当せず、インフォームド・コンセ ントを受けることが困難な場合で、当該既 存試料・情報の取得時に当該研究における 利用が明示されていない別の研究について

- ① 研究対象者等に6①から③まで及び⑦ から⑩までの事項を通知した上で適切な同意を受けているとき
- ② 当該既存試料・情報の取得時に当該研究における利用が明示されていない別の研究に係る研究対象者等の同意のみが与えられているときであって、次に掲げる全ての要件を満たしているとき
 - (i) 当該研究の実施について、6①から ③まで、⑦及び⑧の事項を研究対象者 等に通知し、又は研究対象者等が容易 に知り得る状態に置いていること
 - (i)その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められること
- (ウ) 「アに該当せず、かつ、当該既存試料・情報の取得時に5②に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容が特定された場合にあっては、当該特定された研究の内容についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しているとき
- (エ) (ア)から(ウ)までのいずれにも該当せず、か

の研究対象者等の同意のみが与えられているときであって、次に掲げる要件の全てを満たしているとき

改正概要Ⅱ.3.(1)

- ① <u>当該研究の実施について、6①、②、</u> ⑥及び⑦の事項を研究対象者等に通知し 、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること
- ② その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められること

(新設)

パブリック・コメン トの意見を踏まえた 対応

(ウ) (ア)又は(イ)のいずれにも該当せず、社会的

つ、次に掲げる①から③までの全ての要件 を満たしているとき

- ① 当該既存試料を用いなければ研究の実 施が困難である場合であって、次に掲げ るいずれかの要件を満たしていること
 - (i) 学術研究機関等に該当する研究機関 が学術研究目的で当該既存試料・情報 を取り扱う必要がある場合であって、 研究対象者の権利利益を不当に侵害す るおそれがないこと
 - (ii) 当該研究を実施しようとすることに 特段の理由がある場合であって、研究 対象者等からインフォームド・コンセ ント及び適切な同意を受けることが困 難であること
- ② 当該研究の実施について、6①から③ まで及び⑦から⑩までの事項を研究対象 者等に通知し、又は研究対象者等が容易 に知り得る状態に置いていること
- ③ (略)
- イ 試料を用いない研究

研究者等は、必ずしもインフォームド・コ ンセントを受けることを要しない。ただし、 インフォームド・コンセントを受けない場合 には、次に掲げる(ア)から(エ)までのいずれかの 場合に該当していなければならない。

(ア) 当該研究に用いられる情報が仮名加工情

に重要性の高い研究に当該既存試料・情報 が利用される場合であって、研究対象者等 に6①、②及び⑥から⑨までの事項を通知 した上で適切な同意を受けているとき又は 次の①から③までに掲げる要件の全てを満 たしているとき

- ① 次に掲げるいずれかの要件を満たして 改正概要 II.3.(1) いること
 - (i) 学術研究機関等に該当する研究機関 まえた対応 が学術研究目的で当該既存試料・情報 を取り扱う必要がある場合であって、 研究対象者の権利利益を不当に侵害す るおそれがないこと
 - (ii) 当該研究を実施しようとすることに 特段の理由がある場合であって、研究 対象者等からインフォームド・コンセ ント及び適切な同意を受けることが困 難であること
- ② 当該研究の実施について、6①、②及 び⑥から⑨までの事項を研究対象者等に 通知し、又は研究対象者等が容易に知り 得る状態に置いていること
- ③ (略)
- イ 試料を用いない研究

研究者等は、必ずしもインフォームド・コ ンセントを受けることを要しない。ただし、 インフォームド・コンセントを受けない場合 には、次に掲げるいずれかの場合に該当して いなければならない。

(ア) 当該研究に用いられる情報が仮名加工情

合同会議の意見を踏

報(既に作成されているものに限る。)、 匿名加工情報又は個人関連情報であること

- (4) (7)に該当せず、かつ、当該研究に用いられる情報の取得時に当該研究における利用が明示されていない別の研究に<u>係る</u>研究対象者等の同意のみが与えられている場合であって、次に掲げる<u>全ての要件</u>を満たしていること
 - ① 当該研究の実施について、<u>6①から③まで、⑦及び⑧</u>の事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること
 - ② (略)
- (力) (ア)に該当せず、かつ、当該研究に用いる情報の取得時に5 ②に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容が特定された場合にあっては、当該特定された研究の内容についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障していること
- (エ) (ア)から(ウ)までのいずれにも該当せず、かつ、研究対象者等に6①から③まで及び⑦から⑩までの事項を通知した上で適切な同意を受けていること又は次に掲げる①から③までの全ての要件を満たしていること
 - ① 次に掲げるいずれかの要件を満たして いること
 - (i) 当該研究に用いられる情報が仮名加

報(既に作成されているものに限る。)、 匿名加工情報又は個人関連情報である<u>場合</u>

- (4) (7)に該当せず、当該研究に用いられる情報の取得時に当該研究における利用が明示されていない別の研究に<u>ついての</u>研究対象者等の同意のみが与えられている場合であって、次に掲げる<u>要件の全て</u>を満たしているとき
 - ① 当該研究の実施について、<u>6①、②、</u> <u>⑥及び⑦</u>の事項を研究対象者等に通知し 、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること
 - ② (略)

(新設)

パブリック・コメン トの意見を踏まえた 対応

- (ウ) (ア)又は(イ)のいずれにも該当せず、研究対象者等に6①、②及び⑥から⑨までの事項を通知した上で適切な同意を受けている場合又は次の①から③までに掲げる要件の全てを満たしている場合
 - ① 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること (新設)

工情報(既に作成されているものを除 く。) であること

(ii) • (iii) (略)

- ② 当該研究の実施について、6①から③ まで及び⑦から⑩までの事項を研究対象 者等に通知し、又は研究対象者等が容易 に知り得る状態に置いていること
- ③ (略)
- (3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しよう とする場合

(略)

ア 既存の試料及び要配慮個人情報を提供しよ うとする場合

必ずしも文書によりインフォームド・コン セントを受けることを要しないが、文書によ りインフォームド・コンセントを受けない場 合には、5の規定による説明事項(当該既存 の試料及び要配慮個人情報を提供する旨を含 む。) について口頭によりインフォームド・ コンセントを受け、説明の方法及び内容並び に受けた同意の内容に関する記録を作成しな ければならない。ただし、これらの手続を行 うことが困難な場合であって、次に掲げる(ア) から(ウ)までのいずれかの場合に該当するとき は、当該手続を行うことを要しない。

- (ア) (略)
- (4) (7)に該当せず、かつ、当該既存の試料及 び要配慮個人情報の取得時に5回に掲げる 事項について同意を受け、その後、当該同 意を受けた範囲内における研究の内容(提

改正概要Ⅱ.3.(1)

(i) · (ii) (略)

- ② 当該研究の実施について、6①、②及 び⑥から⑨までの事項を研究対象者等に 通知し、又は研究対象者等が容易に知り 得る状態に置いていること
- ③ (略)
- (3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しよう とする場合

(略)

ア 既存の試料及び要配慮個人情報を提供しよ うとする場合

必ずしも文書によりインフォームド・コン セントを受けることを要しないが、文書によ りインフォームド・コンセントを受けない場 合には、5の規定による説明事項(当該既存 の試料及び要配慮個人情報を提供する旨を含 す。) について口頭によりインフォームド・ コンセントを受け、説明の方法及び内容並び に受けた同意の内容に関する記録を作成しな ければならない。ただし、これらの手続を行 うことが困難な場合であって、次のいずれか に該当するときは、当該手続を行うことを要 しない。

- (ア) (略)
- (4) (7)に該当せず、当該既存の試料及び要配 慮個人情報を提供することについて、可能 パブリック・コメン な限り研究対象者等が拒否できる機会を設しの意見を踏まえた けるよう努め、次に掲げるいずれかの要件

供先等を含む。) が特定された場合にあっ ては、当該特定された研究の内容について の情報を研究対象者等に通知し、又は研究 対象者等が容易に知り得る状態に置き、研 究が実施されることについて、原則として 、研究対象者等が同意を撤回できる機会を 保障しているとき

- (力) (7)又は(イ)に該当せず、かつ、当該既存の 試料及び要配慮個人情報を提供することに ついて、研究対象者等に6①から⑥まで及 び⑨から⑪までの事項を通知した上で適切 な同意を受けているとき又は次に掲げる① から③までの全ての要件を満たしていると
 - ① 次に掲げるいずれかの要件を満たして

に該当する場合であって、9(1)に掲げる要 件を全て満たし、9(2)の規定による適切な 改正概要Ⅱ.3.(2). 措置が講じられるとき

- ① 学術研究機関等に該当する研究機関が 当該既存の試料及び要配慮個人情報を学 術研究目的で共同研究機関に提供する必 要がある場合であって、研究対象者の権 利利益を不当に侵害するおそれがないこ
- ② 学術研究機関等に該当する研究機関に 当該既存の試料及び要配慮個人情報を提 供しようとする場合であって、当該研究 機関が学術研究目的で取り扱う必要があ り、研究対象者の権利利益を不当に侵害 するおそれがないこと
- ③ 当該既存の試料及び要配慮個人情報を 提供することに特段の理由がある場合で あって、研究対象者等から適切な同意を 受けることが困難であること
- (ウ) (ア)又は(イ)のいずれにも該当しない場合で あって、研究対象者等に6①から⑤まで、 ⑧及び⑨の事項を通知した上で適切な同意 を受けているとき又は次の①から③までに 掲げる要件の全てを満たしているとき
 - ① (イ)①から③までのいずれかの要件を満

いること(既存試料を提供する必要がある場合にあっては、当該既存試料を用いなければ研究の実施が困難である場合に限る。)

- (i) 学術研究機関等に該当する研究機関 が当該既存の試料及び要配慮個人情報 を学術研究目的で共同研究機関に提供 する必要がある場合であって、研究対 象者の権利利益を不当に侵害するおそ れがないこと
- (i) 学術研究機関等に該当する研究機関 に当該既存の試料及び要配慮個人情報 を提供しようとする場合であって、当 該研究機関が学術研究目的で取り扱う 必要があり、研究対象者の権利利益を 不当に侵害するおそれがないこと
- (iii) 当該既存の試料及び要配慮個人情報 を提供することに特段の理由がある場合であって、研究対象者等から適切な 同意を受けることが困難であること
- ② 当該既存の試料及び要配慮個人情報を他の研究機関へ提供することについて、 6①から⑥まで及び⑨から⑪までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象 者等が容易に知り得る状態に置いていること
- ③ (略)
- イ ア以外の場合

研究に用いられる情報(要配慮個人情報を除く。)の提供を行うときは、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要し

たしていること

改正概要Ⅱ.3.(2)

合同会議の意見を踏 まえた対応

- ② 当該研究の実施並びに当該既存の試料及び要配慮個人情報を他の研究機関へ提供することについて、6①から⑤まで、 ⑧及び⑨の事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること
- ③ (略)
- イ ア以外の場合

研究に用いられる情報(要配慮個人情報を除く。)の提供を行うときは、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要し

ないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には原則として適切な同意を受けなければならない。ただし、次の(ア)から(<u>ロ</u>)までのいずれか<u>の要件</u>に該当するときは、当該手続を行うことを要しない。

- (ア) 当該研究に用いられる情報が、個人関連情報である場合であって、次に掲げる<u>①又</u>は②のいずれかの場合に該当するとき
 - ① (略)
 - ② 提供先となる研究機関が、当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合であって、次に掲げるいずれかの場合に該当するとき

- (i) ア(ウ)①(i)から(ii)までの規定中「試料 及び要配慮個人情報」とあるのを、「 個人関連情報」と読み替えた場合にお けるア(ウ)①(i)から(iii)までに掲げるいず れかを満たしていること
- (ii) 提供先となる研究機関において研究 対象者等の適切な同意が得られている ことを当該研究に用いられる情報の提 供を行う者が確認していること
- (4) 適切な同意を受けることが困難な場合であって、当該研究に用いられる情報が匿名

ないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には原則として適切な同意を受けなければならない。ただし、次の(ア)から(ற)までのいずれかに該当するときは、当該手続を行うことを要しない。

- (7) 当該研究に用いられる情報が、個人関連情報である場合であって、次に掲げる<u>いず</u>れかに該当するとき
 - ① (略)
 - ② 提供先となる研究機関が、当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合であって、ア(I)①から③までの規定中「試料及び要配慮個人情報」と読み替えた場合にア(I)①から③までのいずれかに該当するとき又は提供先となる研究機関において研究対象者等の適切な同意が得られていることを当該研究に用いられる情報の提供を行う者が確認しているとき

(新設)

(新設)

(4) (ア)に該当せず、適切な同意を受けることが困難な場合であって、次に掲げるいずれ

加工情報であるとき

(削る)

(削る)

- (ウ) (ア)又は(イ)に該当せず、かつ、当該研究 に用いられる情報の取得時に5回に掲げる 事項について同意を受け、その後、当該同 意を受けた範囲内における研究の内容(提 供先等を含む。)が特定された場合にあっ ては、同意を受けた範囲内において、当該 特定された研究の内容についての情報を研 究対象者等に通知し、又は研究対象者等が 容易に知り得る状態に置き、研究が実施さ れることについて、原則として、研究対象 者等が同意を撤回できる機会を保障してい るとき
- (エ) (ア)から(ウ)までのいずれにも該当せず、か つ、適切な同意を受けることが困難な場合 であって、ア(ウ)①から③までの規定中「試 料及び要配慮個人情報」とあるのを、「研 究に用いられる情報」と読み替えた場合に おけるア(ウ)①から③までに掲げる全ての要

かに該当するとき

(新設)

- ① 当該研究に用いられる情報が匿名加工 情報であるとき
- ② ①に該当せず、当該研究に用いられる 情報が提供されることについて、可能な 限り研究対象者等が拒否できる機会を設 けるよう努め、ア(4)①から③までの規定 中「試料及び要配慮個人情報」とあるの を、「当該研究に用いられる情報」と読 み替えた場合にア(4)①から③までのいず れかの要件に該当するときであって、9 改正概要 II.3.(2). (1)に掲げる要件を全て満たし、9(2)の規(1) 定により適切な措置が講じられるとき

パブリック・コメン トの意見を踏まえた 対応

(ウ) 当該研究に用いられる情報が、(ア)又は(イ) に該当せず、適切な同意を受けることが困 難な場合であって、ア(ウ)の規定中「(ア)又は (4)のいずれにも該当しない場合であって、 研究対象者等に6①から⑤まで、⑧及び⑨ の事項を通知した上で適切な同意を受けて

件を満たしているとき

- (4) 既存試料・情報の提供のみを行う者<u>等</u>の手続 既存試料・情報の提供のみを行う者<u>等</u>は、(3) の手続に加えて、次に掲げる<u>全ての要件</u>を満た さなければならない。
 - ア 既存試料・情報の提供のみを行う者が所属する機関の長<u>(以下「所属機関の長」という。)</u>は、既存試料・情報の提供が適正に行われることを確保するために必要な体制及び規程(試料・情報の取扱いに関する事項を含む。)を整備すること
 - イ 既存試料・情報の提供のみを行う者は、(3) ア(7)又はイ(7)①、②(i)若しくは(4)により既存 試料・情報の提供を行う場合、その提供につ いて所属機関の長に報告すること
 - ウ 既存試料・情報の提供のみを行う者は、(3) ア(4)若しくは(ウ)又は<u>イ(ア)②(ឆ),(ウ)</u>若しくは(エ) により既存試料・情報を提供しようとすると きは、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、 所属機関の長の許可を得ていること
 - 工 既存試料・情報の提供のみを行う者が(3)ア (イ)若しくは(ウ)又はイ(ウ)若しくは(エ)により既存 試料・情報を提供する場合には、所属機関の 長は、当該既存試料・情報の提供に関する情 報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者 等が容易に知り得る状態に置かれることを確

いるとき又は」を削除し、「試料及び要配 慮個人情報」とあるのを、「当該研究に用 いられる情報」と読み替えた場合に、ア(ウ) の要件を満たすとき

- (4) 既存試料・情報の提供のみを行う者の手続 既存試料・情報の提供のみを行う者は、(3)の 手続に加えて、次に掲げる<u>要件の全て</u>を満たさ なければならない。
 - ア 既存試料・情報の提供のみを行う者が所属する機関の長は、<u>適正に既存試料・情報を提供</u>するために必要な体制及び規程(試料・情報の取扱いに関する事項を含む。)を整備すること
 - イ 既存試料・情報の提供のみを行う者は、(3) ア(7)又はイ(7)①<u>若しくは(4)①</u>により既存試料・情報の提供を行う場合、その提供について 既存試料・情報の提供のみを行う機関の長が 把握できるようにすること
 - ウ 既存試料・情報の提供のみを行う者は、(3) ア(4)若しくは(ウ)又は<u>イ(7)②、(4)②</u>若しくは(<u>ウ</u>) により既存試料・情報を提供しようとすると きは、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、 <u>既存試料・情報の提供のみを行う機関の長</u>の 許可を得ていること

(新設)

改正概要Ⅱ.4.(1)

保すること

(5) (3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受 けて研究を実施しようとする場合

(略)

ア (略)

イ 既存試料・情報の提供を受ける場合(3)ア (ア)又はイ(ア)①若しくは(4)に該当する場合を除 く。) であって、次に掲げるいずれかの要件 を満たしていること

(ア) (略)

(4) (3)ア(4)若しくは(ウ)又はイ(ウ)若しくは(エ)に 該当することにより、特定の個人を識別す ることができる既存試料・情報の提供を受 けて研究しようとする場合には、6①から ③まで及び⑦から⑩までの事項を研究対象 者等が容易に知り得る状態に置き、かつ研 究が実施又は継続されることについて、原 則として、研究対象者等が拒否できる機会 を保障すること

(削る)

- (6) 外国にある者へ試料・情報を提供する場合の 取扱い
 - ア 外国にある者(個人情報保護法施行規則第 16条に定める基準に適合する体制を整備して いる者を除く。以下ア及びイにおいて同じ。)に対し、試料・情報を提供する場合(当該 試料・情報の取扱いの全部又は一部を外国に

(5) (3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受 けて研究を実施しようとする場合 (略)

ア (略)

イ 既存試料・情報の提供を受ける場合(3)ア (ア)又はイ(ア)①若しくは(イ)①に該当する場合を 除く。) であって、次に掲げるいずれかの要 件を満たしていること

(ア) (略)

(4) (3)ア(ウ)又はイ(ウ)に該当することにより、 特定の個人を識別することができる既存試 料・情報の提供を受けて研究しようとする 場合には、6①、②及び⑥から⑨までの事 項を研究対象者等が容易に知り得る状態に 置き、かつ研究が実施又は継続されること について、原則として、研究対象者等が拒 否できる機会を保障すること

(ウ) (3)ア(イ)又はイ(イ)②に該当することにより 改正概要Ⅱ.3.(3) 、既存試料・情報の提供を受けて研究しよ うとする場合には、9(1)に掲げる要件を全 て満たし、9(2)の規定による適切な措置を 講ずること

(6) 外国にある者へ試料・情報を提供する場合の 取扱い

ア 外国(個人情報保護委員会が個人情報保護 法施行規則第15条第1項各号のいずれにも該 当する外国として定めるものを除く。以下同 じ。) にある者(個人情報保護法施行規則第 16条に定める基準に適合する体制を整備して

ある者に委託する場合を含む。)は、当該者に対し試料・情報を提供することについて、 あらかじめ、イに掲げる全ての情報を当該研究対象者等に提供した上で、研究対象者等の 適切な同意を受けなければならない。ただし、次に掲げる(ア)から(ウ)までのいずれかの場合に該当するときは、この限りでない。

- (ア) 提供する試料・情報の全てが<u>次に掲げる</u> ①又は②のいずれかの場合に該当するとき
 - ① 当該試料・情報(②に該当する研究に 用いられる情報を除く。)の全てが<u>次に</u> <u>掲げる</u>いずれか<u>の要件</u>に該当し、当該試 料・情報の提供について、当該試料・情 報の提供を行う機関の長に報告すること
 - (i) 適切な同意を受けることが困難な場合であって、提供しようとする試料が特定の個人を識別することができない状態にあり、提供先となる研究機関において当該試料を用いることにより個人情報が取得されることがないこと
 - (i) 適切な同意を受けることが困難な場合であって、提供しようとする研究に用いられる情報が匿名加工情報であること
 - (ii) 提供しようとする研究に用いられる情報が、個人関連情報(<u>提供先となる研究機関が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合を除く。</u>) であること

いる者を除く。以下ア及びイにおいて同じ。)に対し、試料・情報を提供する場合(当該 試料・情報の取扱いの全部又は一部を外国に ある者に委託する場合を含む。)は、当該者 に対し試料・情報を提供することについて、 研究対象者等の適切な同意を受けなければな らない。ただし、次に掲げる<u>いずれか</u>に該当 するときは、この限りでない。

- (7) 提供する試料・情報の全てが<u>次の</u>①又は②に該当す ること
 - ① 当該試料・情報(②に該当する研究に 用いられる情報を除く。)の全てが<u>次の (i)から(ii)までの</u>いずれかに該当し、当該 試料・情報の提供について、当該試料・ 情報の提供を行う機関の長<u>が把握できる</u> ようにしていること
 - (i) 適切な同意を受けることが困難な場合であって、提供しようとする試料が特定の個人を識別することができない状態にあり、<u>提供先</u>において当該試料を用いることにより個人情報が取得されることがないとき
 - (i) 適切な同意を受けることが困難な場合であって、提供しようとする研究に 用いられる情報が匿名加工情報である とき
 - (iii) 提供しようとする研究に用いられる情報が、個人関連情報(<u>提供先</u>が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合を除く。) であるとき

- ② 提供しようとする研究に用いられる情 報が個人関連情報(提供先となる研究機 関が当該個人関連情報を個人情報として 取得することが想定される場合に限る。) であって、次に掲げるいずれかの要件 に該当し又は提供先となる研究機関にお いて同意が得られていることを当該個人 関連情報の提供を行う者が確認し、倫理 審査委員会の意見を聴いた上で、当該個 人関連情報の提供を行う機関の長の許可 を得ていること
 - (i) (略)
 - (ii) 学術研究機関等に該当する外国にあ る者に当該個人関連情報を提供する場 合であって、提供先となる研究機関が 学術研究目的で取り扱う必要があり、 研究対象者の権利利益を不当に侵害す るおそれがないこと
 - (iii) 当該個人関連情報を提供することに 特段の理由がある場合であって、提供 先となる研究機関において研究対象者 等の適切な同意を取得することが困難 であること
- (4) (1)イ(4)②(i)ただし書きの規定により要配 慮個人情報を新たに取得して、当該要配慮 個人情報を外国にある者に提供する場合で あって、次に掲げる全ての要件を満たして いることについて倫理審査委員会の意見を 聴いた上で、試料・情報の提供を行う機関 の長の許可を得ているとき

- ② 提供しようとする研究に用いられる情 報が個人関連情報(提供先が当該個人関 連情報を個人情報として取得することが 想定される場合に限る。) であって、次 の(i)から(ii)までのいずれかに該当し又は 提供先となる研究機関において同意が得 られていることを当該個人関連情報の提 供を行う者が確認し、倫理審査委員会の 意見を聴いた上で、当該個人関連情報の 提供を行う機関の長の許可を得ているこ
 - (i) (略)
 - (i) 学術研究機関等に該当する外国にあ る者に当該個人関連情報を提供する場 合であって、提供先が学術研究目的で 取り扱う必要があり、研究対象者の権 利利益を不当に侵害するおそれがない こと
 - (iii) 当該個人関連情報を提供することに 特段の理由がある場合であって、提供 先において研究対象者等の適切な同意 を取得することが困難であること
- (4) 適切な同意を受けることが困難な場合で 改正概要Ⅱ.3.(4) あって、(ア)②(i)から(ii)までの規定中「個人 関連情報」とあるのを、「試料・情報」と 読み替えた場合に⑦に該当しないときに、 (ア)②(i)から(ii)までのいずれかに該当し、9 (1)に掲げる要件を全て満たし、9(2)の規定 による適切な措置を講ずるときは、倫理審 査委員会の意見を聴いた上で、試料・情報

- ① 適切な同意を受けることが困難である
- ② (ア)②(i)から(ii)までの規定中「個人関連 情報」とあるのを、「要配慮個人情報」 と読み替えた場合に、(ア)②(i)から(ii)まで に掲げるいずれかの要件に該当すること
- ③ 8(1)に掲げる要件を全て満たし、8(2) の規定による適切な措置を講ずること
- ④ イに掲げる全ての情報を研究対象者等 に提供すること
- (ウ) 適切な同意を受けることが困難な場合で あって、(ア)又は(イ)に該当しないときに、次 に掲げる全ての要件を満たしていることに ついて倫理審査委員会の意見を聴いた上で 、試料・情報の提供を行う機関の長の許可 を得ているとき
 - ① (略)
 - ② 当該研究の実施及び当該試料・情報の 外国にある者への提供について、あらか じめ、イに掲げる全ての情報並びに6① から⑥まで及び⑨から⑪までの事項を研 究対象者等に通知し、又は研究対象者等 が容易に知り得る状態に置いていること ③ (略)
- イ 外国にある者に対し、試料・情報を提供す る者が、アの規定において、研究対象者等に 提供しなければならない情報は以下のとおり とする。

の提供を行う機関の長の許可を得ているこ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- (ウ) 適切な同意を受けることが困難な場合で あって、(ア)又は(4)に該当しないときに、次 の①から③までに掲げる要件の全てを満た していることについて倫理審査委員会の意 見を聴いた上で、試料・情報の提供を行う 機関の長の許可を得ていること
 - ① (略)
 - ② 当該研究の実施及び当該試料・情報の 外国にある者への提供について、6①か ら⑤まで、⑧及び⑨の事項を研究対象者 等に通知し、又は研究対象者等が容易に 知り得る状態に置いていること

③ (略)

イ 外国にある者に対し、試料・情報を提供す 改正概要Ⅱ.5.(1) る者は、アにより研究対象者等の適切な同意 を受けようとする場合には、あらかじめ、次 に掲げる情報を当該研究対象者等に提供しな ければならない。

 $①\sim3$ (略)

ウ (略)

- 2 (略)
- 3 試料・情報の提供に関する記録
- (1) 試料・情報の提供を行う場合

研究責任者又は試料・情報の提供のみを行う者は、当該試料・情報の提供に関する記録を作成し、当該記録に係る当該試料・情報の提供を行った日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。なお、研究協力機関においては、試料・情報の提供のみを行う者は、その提供について、当該研究協力機関の長<u>に報告</u>しなければならない。

(2) 試料・情報の提供を受ける場合 他の研究機関等から試料・情報

他の研究機関等から試料・情報の提供を受ける場合は、研究者等は、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認するとともに、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。

研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を、当該研究の終了について報告された日から 5年を経過した日までの期間保管しなければならない。

- 4 (略)
- 5 説明事項

(略)

①~⑤ (略)

<u>⑥</u> 外国にある者に対して試料・情報を提供する 場合には、1(6)イに規定する情報

① (略)

 $①\sim3$ (略)

ウ (略)

- 2 (略)
- 3 試料・情報の提供に関する記録
- (1) 試料・情報の提供を行う場合

研究責任者又は試料・情報の提供のみを行う者は、当該試料・情報の提供に関する記録を作成し、当該記録に係る当該試料・情報の提供を行った日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。なお、研究協力機関においては、試料・情報の提供のみを行う者は、その提供について、当該研究協力機関の長<u>が把握できるように</u>しなければならない。

(2) 試料・情報の提供を受ける場合

他の研究機関等から研究に用いられる試料・情報の提供を受ける場合は、研究者等は、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認するとともに、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。

研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を、当該研究の終了について報告された日から 5年を経過した日までの期間保管しなければならない。

- 4 (略)
- 5 説明事項

(略)

①~⑤ (略)

(新設)

16~19 (略)

改正概要Ⅱ.5.(2)

② 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨及び同意を受ける時点において想定される内容並びに実施される研究及び提供生となる研究機関に関する情報を研究対象者等が確認する方法

② (略)

6 研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容 易に知り得る状態に置くべき事項

(略)

①・② (略)

③ 利用又は提供を開始する予定日

4~9 (略)

- ⑩ ⑨の研究対象者等の求めを受け付ける方法
- ① 外国にある者に対して試料・情報を提供する 場合には、1(6)イに規定する情報

(削る)

7 研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じてい

② 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容

改正概要Ⅱ.4.(2)

②1 (略)

6 研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容 易に知り得る状態に置くべき事項

(略)

①·② (略)

(新設)

③~⑧ (略)

⑨ ⑧の研究対象者等の求めを受け付ける方法 (新設) 改正概要Ⅱ.4.(3)

改正概要Ⅱ.5.(2)

7 同意を受ける時点で特定されなかった研究への 試料・情報の利用の手続

研究者等は、研究対象者等から同意を受ける時点で想定される試料・情報の利用目的等について可能な限り説明した場合であって、その後、利用目的等が新たに特定されたときは、研究計画書を作成又は変更した上で、新たに特定された利用目的等についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。

8 研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じ

る状況における研究の取扱い

研究者等は、あらかじめ研究計画書に定めるところにより、次に掲げる全ての要件に該当すると判断したときは、研究対象者等の同意を受けずに研究を実施することができる。ただし、当該研究を実施した場合には、速やかに、5の規定による説明事項を記載した文書又は電磁的方法によりインフォームド・コンセントの手続を行わなければならない。

①~④ (略)

- 8 インフォームド・コンセントの手続等の簡略化 1 又は4の規定において、<u>次の</u>(1)①から④まで に掲げる要件を全て満たし、(2)①から③までに掲 げる<u>措置を講ずる</u>場合には、1 又は4の規定に基 づきインフォームド・コンセントの手続等の簡略 化を行うことができる。
 - (1) 研究者等は、次に掲げる<u>全ての要件</u>に該当する研究を実施しようとする場合には、当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、1及び4に規定されているとおり手続の一部を簡略化することができる。

①~③ (略)

- ④ 社会的に重要性が高い研究と認められるものであること (1(6)ア(4)に基づき外国にある者へ試料・情報を提供する場合に限る。)
- (2) (略)
- 9 同意の撤回等

(略)

① • ② (略)

ている状況における研究の取扱い

研究者等は、あらかじめ研究計画書に定めるところにより、次に掲げる<u>要件の全て</u>に該当すると判断したときは、研究対象者等の同意を受けずに研究を実施することができる。ただし、当該研究を実施した場合には、速やかに、5の規定による説明事項を記載した文書又は電磁的方法によりインフォームド・コンセントの手続を行わなければならない。

1~4 (略)

- 9 インフォームド・コンセントの手続等の簡略化 1 又は4の規定において、(1)①から④までに掲 げる要件を全て満たし、(2)①から③までに掲げる 手続が認められる場合には、1 又は4の規定に基 づきインフォームド・コンセントの手続等の簡略 化を行うことができる。
 - (1) 研究者等<u>又は既存試料・情報の提供のみを行う者</u>は、次に掲げる<u>要件の全て</u>に該当する研究を実施しようとする場合には、当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、1及び4に規定されているとおり手続の一部を簡略化することができる。

①~③ (略)

- ④ 社会的に重要性が高い研究と認められるものであること
- (2) (略)
- 10 同意の撤回等

(略)

① • ② (略)

③ <u>7</u>の規定によるインフォームド・コンセントの手続における、研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否

④ (略)

- 第9 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等
 - 1 代諾の要件等
 - (1) 研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行 う者が、第8の規定による手続において代諾者 等からインフォームド・コンセントを受ける場 合には、次に掲げる<u>全ての要件</u>を満たさなけれ ばならない。

ア (略)

イ 研究対象者が次に掲げる(7)から(b)までのい <u>ずれかの場合</u>に該当していること $(7)\sim(b)$ (略)

(2) • (3) (略)

2 (略)

- 第5章 研究により得られた結果等の説明
 - 第10 研究により得られた結果等の説明
 - 1 研究により得られた結果等の説明に係る手続等
 - (1) 研究責任者は、実施しようとする研究及び当該研究により得られる結果等の特性を踏まえ、当該研究により得られる結果等の研究対象者への説明方針を定め、研究計画書に記載しなければならない。当該方針を定める際には、次に掲げる全ての事項について考慮する必要がある。ア~ウ (略)

 $(2)\sim(5)$ (略)

2 (略)

第6章 研究の信頼性確保

③ <u>8</u>の規定によるインフォームド・コンセントの手続における、研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否

④ (略)

- 第9 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等
 - 1 代諾の要件等
 - (1) 研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行 う者が、第8の規定による手続において代諾者 等からインフォームド・コンセントを受ける場 合には、次に掲げる<u>要件の全て</u>を満たさなけれ ばならない。

ア (略)

イ 研究対象者が次に掲げる<u>いずれか</u>に該当し ていること

(ア)~(ウ) (略)

(2) • (3) (略)

2 (略)

- 第5章 研究により得られた結果等の説明
- 第10 研究により得られた結果等の説明
 - 1 研究により得られた結果等の説明に係る手続等
 - (1) 研究責任者は、実施しようとする研究及び当該研究により得られる結果等の特性を踏まえ、当該研究により得られる結果等の研究対象者への説明方針を定め、研究計画書に記載しなければならない。当該方針を定める際には、次に掲げる事項について考慮する必要がある。

ア~ウ (略)

 $(2)\sim(5)$ (略)

2 (略)

第6章 研究の信頼性確保

第11・第12 (略)

第13 研究に係る試料及び情報等の保管

(1) 研究者等は、研究に用いられる情報及び試料・ (1) 研究者等は、研究に用いられる情報及び当該情 情報に係る資料(試料・情報の提供に関する記録 を含む。以下「情報等」という。)を正確なもの にしなければならない。

 $(2)\sim(6)$ (略)

第14 (略)

第7章 (略)

第8章 倫理審査委員会

第16 倫理審査委員会の設置等

1 倫理審査委員会の設置の要件 倫理審査委員会の設置者は、次に掲げる全ての 要件を満たしていなければならない。

 \bigcirc (略)

2 (略)

第17 倫理審査委員会の役割・責務等

1 役割・責務

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 倫理審査委員会の委員及びその事務に従事す (5) 倫理審査委員会の委員及びその事務に従事す る者は、(1)の規定により審査を行った研究に関 連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を 尊重する観点並びに当該研究の実施上の観点及 び審査の中立性若しくは公正性の観点から重大 な懸念が生じたことを知った場合には、速やか に倫理審査委員会の設置者に報告しなければな らない。

(6) (略)

2 構成及び会議の成立要件等

(1) 倫理審査委員会の構成は、研究計画書の審査 等の業務を適切に実施できるよう、次に掲げる

第11・第12 (略)

第13 研究に係る試料及び情報等の保管

<u>報</u>に係る資料(<u>研究に用いられる</u>試料・情報の提 供に関する記録を含む。以下「情報等」という。

)を正確なものにしなければならない。

 $(2)\sim(6)$ (略)

第14 (略)

第7章 (略)

第8章 倫理審査委員会

第16 倫理審査委員会の設置等

1 倫理審査委員会の設置の要件 倫理審査委員会の設置者は、次に掲げる要件の 全てを満たしていなければならない。

 $\widehat{\mathbf{n}} \sim \widehat{\mathbf{n}}$ (略)

2 (略)

第17 倫理審査委員会の役割・責務等

1 役割・青務

 $(1)\sim(4)$ (略)

る者は、(1)の規定により審査を行った研究に関 連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を 尊重する観点並びに当該研究の実施上の観点及 び審査の中立性若しくは公正性の観点から重大 な懸念が生じた場合には、速やかに倫理審査委 員会の設置者に報告しなければならない。

(6) (略)

2 構成及び会議の成立要件等

(1) 倫理審査委員会の構成は、研究計画書の審査 等の業務を適切に実施できるよう、次に掲げる

全ての要件を満たさなければならず、①から③ までに掲げる者については、それぞれ他を同時 に兼ねることはできない。会議の成立について も同様の要件とする。

 $(2)\sim(6)$ (略)

- 3 迅速審査等
- (1) 倫理審査委員会は、次に掲げるいずれかの審 査に該当する場合について、当該倫理審査委員 会が指名する委員による審査(以下「迅速審査 」という。)を行い、意見を述べることができ る。迅速審査の結果は倫理審査委員会の意見と して取り扱うものとし、当該審査結果は全ての 委員に報告されなければならない。

(2) (略)

4 (略)

- 第9章 個人情報等、試料及び死者の試料・情報に係る 第9章 個人情報等、試料及び死者の試料・情報に係る 基本的青務
 - 第18 個人情報の保護等
 - 1・2 (略)
 - 3 死者の試料・情報の取扱い

研究者等及び研究機関の長は、死者の尊厳及び 遺族等の感情に鑑み、死者について特定の個人を 識別することができる試料・情報に関しても、こ の指針の規定のほか、個人情報保護法、条例等の 規定に準じて適切に取り扱い、必要かつ適切な措 置を講ずるよう努めなければならない。

第10章 その他

第19 施行期日

要件の全てを満たさなければならず、①から③ までに掲げる者については、それぞれ他を同時 に兼ねることはできない。会議の成立について も同様の要件とする。

 $(2)\sim(6)$ (略)

- 3 迅速審查等
- (1) 倫理審査委員会は、次に掲げるいずれかに該 当する審査について、当該倫理審査委員会が指 名する委員による審査(以下「迅速審査」とい う。)を行い、意見を述べることができる。迅 速審査の結果は倫理審査委員会の意見として取 り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に 報告されなければならない。

(2) (略)

4 (略)

- 基本的青務
- 第18 個人情報の保護等
 - 1 2 (略)
 - 3 死者の試料・情報の取扱い

研究者等及び研究機関の長は、死者の尊厳及び 遺族等の感情に鑑み、死者について特定の個人を 識別することができる試料・情報に関しても、生 存する個人に関する情報と同様に、この指針の規 定のほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じ て適切に取り扱い、必要かつ適切な措置を講ずる よう努めなければならない。

第10章 その他

第19 施行期日

この指針は、令和年月日から施行する。	この指針は、 <u>令和4年4月1日</u> から施行する。	
第20・第21 (略)	第20・第21 (略)	